

米の安定供給を目的とした実質的な減反政策の見直しに対する意見書

昨今、問題となっている米の不足及び価格高騰により、国民の家計を大きく圧迫している状況である。先般、備蓄米を3回31万トン放出したが、高騰する米価格の大幅な改善はみられておらず依然として国民の米不足に対する不安は払拭できていない。

現状の価格高騰にあつては主に肥料等の生産コストの高騰や猛暑などの天候不順が原因の一つと考えられているが、米の生産量が需要に合ったものとなっていない点も大きな課題となっている。我が国の米の収穫量は昭和42年の約1,426万トンがピークであったが、昭和45年より減反政策が開始され、50年後の令和2年には収穫量が約776万トンとなり、ピーク時より半減した状況である。平成30年には国による直接的な生産数量目標の配分（いわゆる「減反」）は廃止されたものの、転作農家への補助制度拡充、さらには農林水産省が毎年決定する適正生産量に基づく実質的な生産調整が今も続いているのが実状である。

また、農業現場では、生産資材価格の高騰が深刻化している。とりわけ、肥料や燃料、農業機械の価格上昇、さらには原油や物価の持続的な高騰といった外部要因が複合的に影響し、生産者の経営を圧迫している。加えて、近年の異常気象の常態化、特に酷暑への対応が急務となっており、高温に強い水稻品種の開発や導入支援といった気候変動に適応した技術開発も重要な課題である。

これらの負担が、単に収益の圧縮にとどまらず、将来的な農業継続意欲の低下につながることも強く懸念されている。

昨年に改正された食料・農業・農村基本法では、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態」の確保が図られなければならないと明記されており、政府にはこの基本理念に則り、我が国の主食である米の安定供給体制の確立に向けた実効性ある制度の再構築が強く求められる。

よって、国におかれては、以下の事項に取り組むことを強く要望する。

記

1. 農林水産省が毎年決定・公表している米の適正生産量について、その妥当性および必要性を含め、実質的に需給調整（いわゆる自主減反）に繋がる制度全体の実態を再検証すること。
2. 流通ルートの特検を可能にする制度設計を図り、国内における価格の安定を図ること。
3. インバウンド需要による外食産業の米需要の高まりを見越した国内生産量を確保すること。
4. 輸入に頼らない米の国内生産力確保への取組を行うこと。
5. 米の価格安定化を目的として、増産時は備蓄だけでなく輸出ルートも確保すること。
6. 実態に即した生産量拡充に取り組むとともに、生産コスト高騰や農業機械の更新への対応など、生産者に対する負担軽減策を適宜実施すること。
7. 株式会社をはじめ、あらゆる主体による新規参入を促進することにより、農業従事者の担い手の確保を図ること。
8. 米の価格高騰による学校給食への影響を最小限に抑えるように、各市町村へ財政的支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7年 7月17日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣